

基本理念	共に暮らす 共に育む	保育方針	1、子どもたちの心身の健康を育む 2、子どもたちの自発と自立を支える 3、子どもたちの創造力と表現力を培う	保育目標	1、子どもたちの「個性と公共性」の発達を援助する 2、仲間たちとの「遊び」を通して人間関係を構築する 3、集団生活から生まれる「協調性と社会性」を重視する 4、家庭と連携して、育児の喜びと苦勞をともしにする 5、環境（人、自然など）の特性を有効に活用する
-------------	------------	-------------	-------------------------------------------------------------	-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

社会的責任	人権尊重	説明責任	情報保護	苦情処理・解決
○児童福祉法・保育所保育指針に基づく児童福祉施設として、児童・保護者・地域に対し、保育所の役割を確実に果たす。 ○職員は公私を問わず成熟した社会人であることを心がける。	○基本的人権を尊重する。 ○児童の最善の利益を考慮する。 ○児童を個人として尊重する。 ○保護者もまた個人として尊重する。 ○職員の生活権を保障する。	○保護者や地域社会に対して、当園の理念・方針や保育活動の目的・計画を、応答的な手段を用いて説明する。 ○日々の児童の様子や活動の内容を、多様な手段を用いて説明する。	○一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守る。 ○取得した個人情報、当園の保育方針の範囲内で利用することができる。	○苦情解決責任者である園長のもとに、第三者委員を含めた苦情解決処理委員会を設置する。 ○苦情解決処理委員会の内容について、利用者すべてに周知する。

☆編成 0～2歳児の年齢別3クラス、3～5歳児クラスの縦割り2クラスの計5クラス編成。 保育所保育指針及び当園の理念・保育方針・保育目標・中長期計画に基づき、年間指導計画を作成。 子どもひとりひとりの発達を踏まえて、養護と教育が一体となった保育を展開する。	☆主な行事 進級・入園式、卒園式、運動会、発表会、宿泊保育（5歳）、宿泊保育（4歳）、山登り（5歳）、遠足（3～4歳）、遠足（3～5歳）、親子遠足（4～5歳）、給食展示・試食会、おもちゃつき、レストランごっこ、季節の行事（節句など）
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

年齢別保育目標		
0歳児	1歳児	2歳児
・担当制を通じて、しっかりした人間関係をつくる。 ・遊びや食事を通じて、五感覚の発達を促す。 ・快、不快を感じることができる環境をつくる。 ・屋外での自由遊びを十分に保障する。	・一人遊びを十分に保障する。 ・多様な経験を通じて、言葉を獲得できるようにする。 ・基本的な生活習慣の獲得に向かう環境をつくる。 ・探索活動を十分に保障する。	・友達への関心が十分に育ち、つながりが持てるようにする。 ・言葉で表現する喜びを味わえるような環境をつくる。 ・基本的な生活習慣が快い感覚として身に着くようにする。 ・みため、つもり遊びを十分に保障する。
3歳児	4歳児	5歳児
・遊びや身近な生活経験を通じて、仲間との関係を育てる。 ・基本的な生活習慣の自立に向かう環境をつくる。 ・身体全体を使った活動を十分に保障する。 ・自分の要求や思いを、言葉や行動で表現する環境をつくる。	・集団生活を通じて、自律に向かう環境をつくる。 ・運動や製作を通じて、できた喜びを持てる環境をつくる。 ・自分の思いや考えを言葉で相手に伝えられるようにする。 ・想像の世界を豊かにしていく環境をつくる。	・基本的な生活習慣を確立できるようにする。 ・仲間同士が協力する活動を十分に保障する。 ・イメージを豊かに持ち、それを表現する環境をつくる。 ・就学に向けた社会性を身につけられるようにする。

養護に関わるねらい及び内容		
ねらい	生命の保持	情緒の安定
	①一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。 ②一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。 ③一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。 ④一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。	①一人一人の子どもが、安心感をもって過ごせるようにする。 ②一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。 ③一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。 ④一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。
内容	・一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。 ・家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。 ・清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつけられていくようにする。 ・子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようになる。また、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的せつに生活できるよう適切に援助する。	・一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。 ・一人一人の子どもが気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。 ・保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。 ・一人一人の子どもが生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

教育に関わるねらい					
視点	《健やかに伸び伸びと育つ》	《身近な人と気持ちが通じ合う》	《身近なものに関わり感性が育つ》		
	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。	受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。	身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。		
乳児	①身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。 ②伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。 ③食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。	①安心できる関係の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。 ②体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを伝えようとする。 ③身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。	①身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。 ②見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。 ③身体感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。		
領域	《健康》	《人間関係》	《言葉》	《表現》	《環境》
	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	周囲の様々な環境に興味や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていくことを養う。
3歳未満児	①明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。 ②自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。 ③健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ。	①保育所での生活を楽しく、身近な人と関わる心地よさを感じる。 ②周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。 ③保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。	①言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。 ②人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。 ③絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを伝えようとする。	①身体感覚の経験や表現を豊かにし、様々な感覚を味わう。 ②感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。 ③生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。	①身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。 ②様々なものに関わりながら、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。 ③見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。
3歳以上児	①明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 ②自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 ③健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。	①保育所の生活を楽しく、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ②身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。 ③社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。	①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ②人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。	①いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 ②感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ③生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	①身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 ②身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 ③身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

子どもの健康支援		
《子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握》 ・子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握する。 ・保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図る。 ・子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図る。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図る。	《健康増進》 ・子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていく。 ・子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにする。	《疾病等への対応》 ・保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行う。 ・感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求める。 ・アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行う。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行う。 ・子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておく。

食育の推進	
《保育所の特性を生かした食育》 ①健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とする。 ②子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しむ合う子どもに成長していくことを期待する。 ③乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努める。	《食育の環境の整備等》 ①子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮する。 ②保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められる。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努める。 ③体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもが心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応する。

児童の健康管理	全園児内科健康診断（年3回） 0歳児健康診断（月2回） 身体測定（毎月） 歯科検診（2歳児以上年2回） 視力検査（3歳児以上） 日々の健康状態の視診 家庭での健康状態の把握 食育の推進 保健指導（手洗い・うがい・歯磨き） 健康教育（食物栄養・プライベートゾーン）
環境・衛生管理	保育室・園舎・屋上遊戯場・周辺道路の清掃 0・1歳児玩具の洗浄・消毒 布団乾燥（年5回） 布団洗浄（年1回） 屋上砂場の消毒・清掃（年2回） 職員検便（毎月） 感染症の早期発見・周知徹底 衛生管理マニュアルの確認（随時） メール配信による情報提供 クロロアミンによる消毒作業
事故防止・安全対策	避難・消火訓練（火災・地震、毎月） 給食防災訓練（保護者引き取り訓練を含む、年1回） 消防設備点検（年2回） 非常時の食料・飲料の確保（備蓄品） 建物検査（年1回） AEDの設置 緊急地震速報受信機の設置 防火管理者講習の受講 上級救命救急講習の受講 事故記録簿の作成（職員会議で確認）
子育て支援	保護者会（各クラス年2回） 保育参加・個人面談（適宜） 連絡帳による情報交換（全児童 毎日） 園だより・保育活動報告の発行 利用者調査の実施と公表
地域活動	保育所体験（6月より毎月） 地域育児相談（随時） 赤ちゃんの駅（板橋区） 実習生・職場体験・保育体験の受け入れ 町会主催の子どもまつりへの参加 町会防災訓練への参加 子ども家庭支援センター・地区民生委員との連携 ウェブサイト・SNSの運営 保育園見学・問い合わせへの応対
職員の研修	キャリアパス要件研修（マネジメント・乳児保育・幼児保育・障害児保育・食育、アレルギー対応・保健衛生、安全対策・保護者支援、子育て支援） 板橋区私立保育園園長主催研修（園長・保育一般・給食活動・保健活動・新任職員職員） 板橋区保育サービス課主催研修（全般） その他外部研修（適宜） 園内研修（運営方針・行政施策・保育実践・応急救護・防災・防犯・その他）
小学校との連携	板橋区幼保小連携研修会への参加 小学校見学（5歳児） 「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」の共有 保育所児童保育要録の作成（就学児全員） 就学支援シートの作成（保護者より要請があった場合のみ） 就学時健康診断の把握
保育内容等の評価	基本理念・保育方針・全体的な計画の理解 全体的な計画・事業計画の策定 福祉サービス第三者評価の受審（3年毎） 利用者調査結果の回答書の作成と公表 全体的な計画の明示 保育士等の評価（自己評価チェックシートによる自己評価・キッズリー保育者ケアを用いた面談）